

## 平成30年第3回（9月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第101号	宝塚市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	同意 (賛成多数)	9月3日

### 審査の状況

平成30年 9月3日 （議案審査・委員会報告書協議）

・出席委員 ◎藤岡 和枝      ○梶川 みさお      石倉 加代子      大川 裕之  
                 となき 正勝      富川 晃太郎      細川 知子      三宅 浩二

平成30年第3回(9月)定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第101号 宝塚市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案の概要

次の者を宝塚市教育委員会委員に任命しようとするもの。

望月 昭

論 点 選任のあり方

<質疑の概要>

問1 前委員の辞職から1カ月以上放置した後、残り1カ月足らずの任期で後任を任命することとなった経緯は。

答1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第5項により、委員のうちに保護者が含まれることが義務付けられており、保護者が含まれない場合は早急に任命することとの運用となっている。また、議会の開催の機会との関係から今回の提案となった。

問2 新教育委員の任命については、前教育委員の辞職の件について整理してから提案したほうがよかったのではないか。

答2 7月26日に前委員が辞職してから9月末までの2カ月間について、教育委員会においてどうすべきかを議論した結果、現在教育委員会を取り巻く課題が山積している中で、欠員期間を少しでも短くしたいことと、少しでも早く新委員に職務に慣れたいことから、今回の任命同意議案を提案することとした。

問3 新委員には10月以降の任命についても依頼しているのか。

答3 辞職した前委員は2期目であり、教育委員会の委員は大体2期と想定していた。人選については、新委員は帰国子女であるため、いじめられた経験もある。また、企業に勤務していた際に鬱病を発症し、苦しい思いを実際にした方である。その経験から子どものSOSに敏感に反応して適切に対応してくれるのではないかと考えており、適切な人事であると考えている。

問4 昨年12月6日の総合教育会議の記録では、前委員は今回と同様の発言をしているが、今回の6月1日の発言があるまでに教育委員会として、その発言について対処しなかったのか。なぜ教育を取り巻く状況が変わっていることを知らせなかったのか。

答4 総合教育会議の場で発言があったとき、2名の教育委員が前教育委員の発言内容について問題を指摘したが、不規則発言として記録には記載されなかった。その後市長が発言内容について否定したため、そのことについての議論はしなかった。本来そういった発言についてはしっかり議論すべきであったが、それができていなか

った。

問5 差別発言であると認めてから、教育委員会は何をしたか。

答5 8月1日に教育委員会として差別発言とする見解をまとめ、8月28日には保護者等と面談し、教育委員会として差別発言と認めたことを回答した。

問6 今回の選任における担当部署はどこか。また、新委員の選任に当たっては、決め打ちで行ったのか、それとも宝塚市PTA協議会等から推薦があったのか。

答6 教育委員は市長の任命であり、担当部署は秘書課である。市長へは職員が教育委員の改選時期を伝え、市長の人脈から適切な人を検討し選定した。

問7 教育委員はほかに4名いるが、ほかの候補はどのように選定したのか。

答7 教育委員会と協議し職業、年齢が偏らないように一定の基準を設け、そのときの課題にあった教育委員を選定している。

問8 そのときの教育課題により選定するとのことだが、今回の教育課題はどのようなものか。

答8 子どもたちがつらい思いをしている事案が多々あり、保護者として自分の子どもだったらといった観点を持ち、親同士のネットワークから情報を得られる。想像力が必要。厳しい生活を送っている子どもの命や教育環境を変えていけるようにしっかりと意見を持っており、職責を全うすると考えている。自身もしんどい思いをした過去があり、今の教育課題にふさわしい委員と考えた。

問9 新委員の候補者は過去に鬱病を発症し現在は完治しているとのことであるが、教育委員の責任は重く、難しい問題を取り扱う。体調面での心配はないのか。行政側はそのことについてサポートを何か考えているのか。

答9 本人からもやってみたいという前向きな意見をもらっており、鬱病は完治しているため問題はない。教育委員として過去の経験も生かしてほしいと考えている。本人がしんどいという場合はフォローをしていきたい。

問10 新委員の候補者の妻は宝塚市大使であり、今回任命されると夫婦そろって市と密接した関係になる。また、去年の市長選では新委員の妻が市長のイラストを描いており、世間的に見ると市長との特別なつながりにより選ばれているのではという疑念を持たれる可能性もあるのでは。

答10 市長選時の漫画については仕事として依頼し、応援団のスタッフなどには一切関わっていない。また宝塚市大使は市長が決めるのではなく、選考委員会で選ばれている。今回の教育委員については現在の教育課題と照らし合わせてふさわしい方と考え選任した。一つ一つは別の事案であると考えている。

問 1 1 過去にも任期を満了せずに辞職した委員がいるが、選任する側に一定責任があるのではないか。

答 1 1 途中でやめることがないような人を選んではいるが、過去には体調不良でやめた人もいた。今後は任期満了前にやめることがないようにしていきたい。

問 1 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第 4 条第 5 項の「委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならない」とあるが、これは現 4 人の教育委員に該当者はいないのか。いるのであれば現在この法律に背いているわけではないという認識でよいのか。

答 1 2 現委員の中に義務教育中の子どもを持つ教育委員がおり、この法律に背いているわけではない。

問 1 3 新委員の候補者は、漫画家である妻の個人事務所の社長をしているが、その事務所と市間に利害関係はないのか。

答 1 3 過去に図書館事業において、アドバイザー業務を依頼し出演料を支払ったことがある。

問 1 4 新委員の候補者の妻は、著名な方であり、今後教育の関係において仕事を依頼することもあると思うが、問題はないのか。

答 1 4 市との請負をした場合、その法人の収入の主たる部分を市からの支払いが占める場合は教育委員になることはできず、この主たる部分の明確な基準はないが 2 分の 1 程度と考えている。市からの出演料等を支払っても収入の 2 分の 1 を占めるものではなく、問題ないと考えている。

問 1 5 教育委員 5 人はどのような思いで議論を行っているのか。

答 1 5 教育委員会事務局を追認するのではなく、市民の立場に立って議論しており、非公開である協議会においてはさまざまな案件について詳細な議論を行っている。今回の候補者については保護者の視点、市民の視点に立って議論していただけていると思っている。

問 1 6 教育を取り巻く環境も変わってくる。教育委員会としては、常に最新の情報を共有する必要があるが、研修等は行っているか。

答 1 6 阪神、兵庫県、近畿等の教育委員会組織で研修を実施しているが、今回の件を踏まえ、本市でも研修をすべきと考えている。また、そのほかに「教育委員と語ろう」という市民と教育委員が意見交換する機会を設けている。

問 1 7 教育委員の会議等の出席は年間どの程度あるのか。

答 1 7 委員会は月 2 回と定められており、年 24 回、そのほかに協議会に出席し、それぞれ 3 時間から 4 時間程度。また、会議以外にも「教育委員と語ろう」、学校行事、オープンスクールなどの学校訪問等があり、かなりの日数と時間を費やしていただいている。

問 1 8 鬱病は完治しているとのことであるが、教育委員の職を続けていけるか。フォローするとのことであるが、どのようなフォローを行うのか。

答 1 8 現在フォローの内容は考えていないが、しんどくなれば相談してもらうことを考えている。

問 1 9 会議については最低出席日数などの決まりはあるか。

答 1 9 出席日数については特に規定はない。3 カ月程度前から会議の日程を調整しており、基本的には出席していただいている。

#### 自由討議

委員 A 前委員のことがあり、他の委員会でも議論が必要と言われている中、10 月からの新任期ではなく、残任期間の任命を行うということによいのか。任命すると前委員についての議論を続けて行わなくてはならない。10 月からの任期で任命すればよいのではないか。

委員 B 新委員のものと前委員のことは別である。今回は新委員の任命についてであり、人事案件として別のものである。

#### 質 疑

問 2 0 前委員は、7 月 25 日に辞職願を提出しているが、7 月 26 日に受理し、8 月 1 日になって差別発言と判断したことの経緯は。

答 2 0 7 月 26 日が教育委員会であったため、前委員はそこでの議題とするため 7 月 25 日に辞職願を提出したと思われる。辞職願の受理については、教育委員会の同意案件であるため、受理は 7 月 26 日となっている。前委員は発言に対し反省し、謝罪の意を示し、責任をとって辞職するとのことであったため、辞職願の同意を保留せず、受理することとなった。

問 2 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 5 項で、保護者が含まれる必要があるとしているが、どのような意図があるのか。

答 2 1 保護者が入ることにより、自身の子が現に教育を受けているということで、子どもに近い立場で意見が言える。

問 2 2 新委員の候補者は、これまでどれくらい地域活動をしてきたのか。

答 2 2 候補者本人からは、PTA活動をしてきたとは聞いていない。そのほかの地域活動をしてきたかどうかは確認していない。

## 討 論

### (反対討論)

討論 1 新委員候補者の体調面に関する事で、市は支援すると言っていたが、支援体制に不安が残る。また、新委員候補者の妻が宝塚市大使であり、本人が教育委員となる。教育委員の報酬は非常勤の特別職の中でも高額であり、さまざまな人から何かあるのではないかと思われるという懸念もある中で、配慮が足りていないと感じた。教育委員として行事をこなしていく中で、新委員が健康に職責を果たせるかということに、大丈夫であると思われる答弁はなかった。

### (賛成討論)

討論 2 体調については、完治しているということで教育委員の任命の件を受諾されており問題はない。健康な人でも病気になることはあり、体調を理由にはできない。市長とのかかわりについては、市の業務についてであれば問題はあるが、市長の友人であれば委員になれないというもおかしい。しっかりできる人であると思われるので賛成する。

討論 3 これまでいじめられた経験を子どもに伝えられることはよい。ただ、体調面は不安要素ではある。保護者という条件で教育委員会委員になるのであれば、積極的に地域に入って活動していただきたい。賛成する。

討論 4 体調面、市長との関係など憂慮されることはあるが、欠員が1人出ていることで教育行政に影響がある。前委員の件は別に検証の場を持つべきである。本件については賛成する。

討論 5 教育を取り巻く環境は変わっているが、大きなテーマの一つは教育を取り巻く心の問題。新委員の候補者は、その経験から心の問題のケアの面で期待したい。本議案の任命同意に賛成する。

**審査結果** 同意 (賛成多数 賛成5人、反対1人)